

3 農林土木工事に係る補正係数（令和7年9月1日適用）

（１）各経費の補正

週休２日の実施による工事費については、各経費に表１の補正係数を乗じるものとする。ただし、工場製作に要する費用、見積により機労材一式の施工単価については補正の対象としない。

表１．各経費の補正係数

	４週８休以上（月単位） 【農】	４週８休以上（月単位） 【林】	４週８休以上（通期） 【林】
労 務 費	1.02	1.04	1.02
機械経費（賃料）	—	1.02	1.02
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.05	1.03

【農】農業農村整備事業、【林】森林整備保全事業

（２）市場単価の補正

週休２日補正後の市場単価については、次の計算に基づくこと。

（補正式）

週休２日補正後の市場単価＝市場単価 × 週休２日の補正係数

週休日の区分により、市場単価に乗じる補正係数は表２による。

表２．市場単価における週休２日の補正係数

名称	区分	４週８休以上 （月単位） 【農】	４週８休以上 （月単位） 【林】	４週８休以上 （通期） 【林】
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工 （横断・転落防護柵）	設置	1.02	1.04	1.02
	撤去	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.02	1.04	1.02

道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00
	撤去・移設	1.01	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02
法面工		1.01	1.02	1.01
吹付砕工		1.01	1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02
橋面防水工		1.01	—	—
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		—	1.03	1.02

【農】農業農村整備事業、【林】森林整備保全事業

(3) 標準単価

週休2日補正後の標準単価については、次の計算に基づくこと。

(補正式)

週休2日補正後の標準単価＝標準単価× 週休2日の補正係数

週休2日の区分により、標準単価に乗じる補正係数は表3による。

表3. 標準単価における週休2日の補正係数

名称	区分	4週8休以上 (月単位) 【農】	4週8休以上 (月単位) 【林】	4週8休以上 (通期) 【林】
区画線工		1.02	1.04	1.02
排水構造物工		1.02	1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.03	1.02
	人力	1.02	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01
塗膜除去工		—	1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	—	1.01	1.00
	撤去	—	1.04	1.02
浸食防止用植生マット (養生マット工)		—	1.04	1.02

【農】農業農村整備事業、【林】森林整備保全事業